

認定番号	
事務所枝番号	
認定年月日	年 月 日

特定地域づくり事業報告書（年度報告）

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

提出者

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第11条第2項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな) 1 名 称		
2 住 所	〒 ( ) ( ) -	
(ふりがな) 3 代表者の氏名		役 名
(ふりがな) 4 事務所の名称		
5 事務所の住所	〒 ( ) ( ) -	
6 事業年度の開始の日及び 当該事業年度の終了の日	~	
7 労働者派遣事業の売上高		
8 備考		

※都道府県記入欄

--

様式第5号（第2面）

(1) 派遣労働者数等雇用実績（実人数）（報告対象期間末日現在）

	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち稼働率が0.8未満の者	うちの派遣先における労働時間の割合の最大値が0.8を超える者	通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	うち稼働率が0.8未満の者	うちの派遣先における労働時間の割合の最大値が0.8を超える者
全労働者数		-	-	-	-	-	-
派遣労働者数							

(2) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数（実数）

②労働者派遣契約の期間別件数（延べ件数）

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え1年以下のもの	1年を超え3年を超えるもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった

③主な派遣先（取引額上位10社）

氏名又は名称	所在地	主な事業内容、業務の内容及び派遣時期

(3) 派遣労働者の確保の状況

(4) 教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

教育内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 教育機関 4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
イ				
ロ				
ハ				
ニ				
ホ				

②その他の教育訓練（①及び（6）に係るものを除く）

訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償（実費負担なし） 2 無償（実費負担あり） 3 有償	賃金支給の別 1 有給（無給部分なし） 2 有給（無給部分あり） 3 無給	1人当たりの平均実施時間
イ					
ロ					
ハ					

様式第5号（第3面）

(5) 派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）に関する事項  
 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）

	派遣料金（1日 （8時間当たり） の額）	派遣労働者の賃金（1日 （8時間当たり）の額）	
		派遣労働者平均	協定対象派遣労働者
全業務平均 01～99の合計額/ 記載業務の合計数			
01 管理的公務員			
02 法人・団体役員			
03 法人・団体管理職員			
04 その他の管理的職業従事者			
05 研究者			
06 農林水産技術者			
07 製造技術者			
08 建築・土木・測量技術者			
09 情報処理・通信技術者			
10 その他の技術者			
12 医師，歯科医師，獣医師，薬剤師			
13 保健師，助産師，看護師			
14 医療技術者			
15 その他の保健医療従事者			
16 社会福祉専門職業従事者			
17 法務従事者			
18 経営・金融・保険専門職業従事者			
19 教員			
20 宗教家			
21 著述家，記者，編集者			
22 美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者			
23 音楽家，舞台芸術家			
24 その他の専門的職業従事者			
25 一般事務従事者			
26 会計事務従事者			
27 生産関連事務従事者			
28 営業・販売事務従事者			
29 外勤事務従事者			
30 運輸・郵便事務従事者			
31 事務用機器操作員			
32 商品販売従事者			
33 販売類似職業従事者			
34 営業職業従事者			
35 家庭生活支援サービス職業従事者			
36 介護サービス職業従事者			
37 保健医療サービス職業従事者			
38 生活衛生サービス職業従事者			

	派遣料金（1日 （8時間当たり） の額）	派遣労働者の賃金（1日 （8時間当たり）の額）	
		派遣労働者平均	協定対象派遣労働者
39 飲食物調理従事者			
40 接客・給仕職業従事者			
41 居住施設・ビル等管理人			
42 その他のサービス職業従事者			
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—
46 農業従事者			
47 林業従事者			
48 漁業従事者			
49 生産設備制御・監視従事者			
50 機械組立設備制御・監視従事者			
51 製品製造・加工処理従事者			
52 機械組立従事者			
53 機械整備・修理従事者			
54 製品検査従事者			
55 機械検査従事者			
56 生産関連・生産類似作業従事者			
57 鉄道運転従事者			
58 自動車運転従事者			
59 船舶・航空機運転従事者			
60 その他の輸送従事者			
61 定置・建設機械運転従事者			
62 建設躯体工事従事者	—	—	—
63 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）			
64 電気工事従事者			
65 土木作業従事者	—	—	—
66 採掘従事者			
67 運搬従事者			
68 清掃従事者			
69 包装従事者			
70 分類不能の職業			

様式第5号（第4面）

（6）キャリアアップ措置の実績

① キャリア・コンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者 との兼任状況	キャリア・コンサルティングに関する職務 経験・知見の有る者	
					職務経験有り	知見有り
計						
キャリア・コンサルタント				—	—	—
上記以外の担当者				—		
営業職				—		
その他				—		

② キャリア・コンサルティングの実施状況

全派遣労働者数	実施を希望した者の人数	実施した者の人数
計	計	計

③ キャリアアップに資する教育訓練（1 フルタイム、2 短時間勤務）

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				上段：実施時間の総計（受講者数×教育訓練1コマの時間（複数回実施の場合は、その合計））				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT（計画的なもの以外）	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償（実費負担なし） 2 無償（実費負担あり） 3 有償	賃金支給の別 1 有給（無給部分なし） 2 有給（無給部分あり） 3 無給
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ロ 職能別訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ハ 職種転換訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ニ 階層別訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)									1～3年目のaの合計 (c)			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)									1～3年目のbの合計 (d)			
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間合計 (a÷b)									1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間合計 (c÷d)			
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額（1人1時間当たり平均）												

## 様式第5号（第5面）

### 記載要領

#### 第1面

- 1 第1面上方の提出者欄には、組合の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 6欄には、年度報告の報告対象期間である、事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあっては、当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日（事業を事業年度の途中で終了した場合にあっては、当該事業の終了の日）を記載すること。
- 3 7欄については、決算後の金額を記載すること。

#### 第2面

- 1 (1) 欄の「派遣労働者数等雇用実績」には、報告対象期間の末日における派遣労働者の実人数を記載すること。
- 2 (1) 欄の「通算雇用期間が1年以上の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間（実際に雇用された期間をいう。以下同じ。）が1年以上である派遣労働者を、「通算雇用期間が1年未満の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間が1年未満の派遣労働者をいうこと。  
「うち稼働率が0.8未満の者」について、「稼働率」の計算方法は以下のとおりとする。  
$$\frac{\text{（当該派遣職員の派遣先における年間総労働時間－当該派遣職員の派遣先における年間総残業時間）}}{\text{（当該派遣職員の派遣先における年間総労働時間－当該派遣職員の派遣先における年間総残業時間）} + \text{当該派遣職員の年間総休業時間}}$$
  
「うちの派遣先における労働時間の割合の最大値が0.8を超える者」について、「一の派遣先における労働時間の割合の最大値」の計算方法は以下のとおりとする。  
$$\frac{\text{（当該派遣職員の一の派遣先における年間総労働時間から年間総残業時間を減じた数のうち最も大きい数）}}{\text{（当該派遣職員が1年を通じて就業した場合の就業規則等で定める年間の所定労働時間）}}$$
- 3 (2) 欄の①欄については、報告対象期間内に派遣先の事務所の実数を記載すること。
- 4 (2) 欄の②欄については、報告対象期間内に締結した労働者派遣契約（個別契約）に係る派遣期間について、総件数（延べ件数）及び内訳としての期間別の件数を記載すること。なお、1つの労働者派遣契約において複数の派遣期間がある場合は、それぞれの期間別に計上した件数を記載すること。
- 5 (2) 欄の③欄については、報告対象期間（第1面の7欄）内における主な派遣先のうち取引額上位10位までの氏名又は名称、所在地、主な事業内容、業務の内容及び派遣時期を記載すること。
- 6 (3) 欄については、派遣労働者のうち、移住者の人数や、既に組合の地区内に居住していた者の人数などについて具体的に記載すること。
- 7 (4) 欄中、選択肢として番号を提示している部分については、該当する番号を記載すること。
- 8 (4) 欄については、①欄には「労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育」の報告対象期間内における実績を、②欄には一般教養としての訓練等の「その他の教育訓練」（安全衛生教育及び派遣労働者のキャリアアップに措置に関するもの以外の訓練）の報告対象期間内における実績を、それぞれ記載すること。
- 9 (4) 欄の①欄及び②欄については、教育訓練コース単位で記載し、①欄には5コースまでを、②欄には3コースまでを記載すること。それ以上のコースがある場合は、別紙に記載すること。
- 10 (4) 欄の①欄について、実施内容が労働安全衛生法第59条第1項の規定に該当する場合は、その内容に合致する労働安全衛生規則第35条第1項各号のうち該当号数に応じた1～8までの数字を、労働安全衛生法第59条第2項の規定に該当する場合は9を、同条第3項の規定に該当する場合は10を、その訓練の主な内容に応じて最大2つまで記載すること。
- 11 (4) 欄の①欄について、「教育の内容」については、「4S（整理・整頓・清掃・清潔）運動」、「KY（危険予知）活動」、「ヒヤリハット事例の報告」等具体的に記載すること。
- 12 (4) 欄の①欄及び②欄について、「1人当たりの平均実施時間」には、報告対象期間内に、各コースごとに派遣労働者が受講した1人当たりの平均実施時間数を記載すること。
- 13 (4) 欄の②欄について、「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。
- 14 (4) 欄の②欄について、「訓練費負担の別」において、「1 無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め訓練のすべてを無償で実施することを、「2 無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。
- 15 (4) 欄の②欄について、「賃金支給の別」において、「1 有給（無給部分なし）」とは、用意したすべての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。

## 様式第5号（第6面）

### 第3面

- 16 (5) 欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の1人1日当たりの賃金を記載すること。
- 17 (5) 欄については、報告対象期間内における、最新の日本標準職業分類（中分類）に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。なお、「66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ派遣することが認められていることに留意すること。
- 18 (5) 欄の「派遣料金」については、1人1日当たりの派遣料金（消費税を含む。）を記載し、報告対象期間内において派遣先から得た派遣料金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した1時間当たりの金額をもとに、8時間（1日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。
- 19 (5) 欄について、賃金（労働基準法第11条で定める給料、手当、賞与其他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。）は、1人1日当たりの賃金を記載し、報告対象期間（第1面の7欄）内において派遣労働者に支払った賃金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した1時間当たりの金額をもとに8時間（1日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。なお、「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。

### 第4面

- 20 (6) キャリアアップ措置の実績については、報告対象期間内において労働者派遣法で求められるキャリアアップ措置の要件を満たしているものを記載すること。その上で、事業主が独自に実施したキャリアアップ措置についても追加的に記載してもよいこと。
- 21 (6) 欄の①欄の「キャリア・コンサルタント」とは、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者をいうこと。
- 22 (6) 欄の①欄の「うち派遣元責任者との兼任状況」欄は、キャリア・コンサルティングの窓口担当者の計の内数を記載すること。
- 23 (6) 欄の①欄の「キャリア・コンサルティングに関する職務経験・知見の有る者」欄について、「職務経験有り」とは、過去において職務としてキャリア・コンサルティングの経験がある者、職業能力開発推進者に就任したことがある者、人事部門で3年以上の経験を積んでいる者等をいうこと。また、「知見のある者」とは、過去においてキャリア・コンサルティング等についての職務経験はないがその知識を有する者をいう。
- 24 (6) 欄の②欄については、①欄の担当者が行うキャリア・コンサルティングを受けた実人数を記載すること。
- 25 (6) 欄の③欄については、1年以上の雇用見込みのあるフルタイム勤務の者、1年以上の雇用見込みのある短時間勤務の者又は1年未満の雇用見込みである者ごとに別葉にして記載すること。なお、「1 フルタイム（1年以上雇用見込み）」、「2 短時間勤務（1年以上雇用見込み）」のいずれかに該当する番号に〇印を付けること。
- 26 (6) 欄の③欄については、訓練の種類別に訓練コース単位で記載すること。記載欄以上のコースがある場合、別紙に記載すること。
- 27 (6) 欄の③欄の「訓練の内容等」欄には、「係長・課長就任研修」、「〇〇語研修」等訓練が特定できるよう具体的に記載すること。
- 28 (6) 欄の③欄の「対象となる派遣労働者」欄の上段については、該当する「種別」の番号を最大2つまで記載すること。この際、登録中の者は、キャリアアップに資する教育訓練の対象となる派遣労働者に含まれないことに留意すること。  
「対象となる派遣労働者」欄の下段については、各年ごとの対象となる派遣労働者の実人数をそれぞれ記載すること。「対象となる派遣労働者」について、「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」は、受講済みとして扱い、「対象となる派遣労働者数」に算入しなくてもよいこと。

## 様式第5号（第7面）

- 29 (6) 欄の③欄の「(上段)実施時間の総計」については、各受講者に対する教育訓練実施時間の各年の1年間の合計(受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))を記載すること。対象となる派遣労働者に対して、ある訓練を1年目、2年目とそれぞれ段階ごとに行う場合は、1つの同じコースの中で、それぞれの年数の欄に記載すること。また、同一の派遣労働者に行う訓練であっても、2年目以降は1年目とは異なるコースに位置づける訓練等の場合は、2つ以上の異なるコースとして、それぞれの年数に応じた欄に記載すること。
- おって、28の「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」を受講済みとした訓練については、当該者は実際には訓練を受講していないので、「(上段)実施時間の総計」に算入することはできないものであること。
- 「(下段)受講者の実人数」欄には、各年ごとの受講者の実人数を記載すること。各年に同一の訓練を複数回受講した者は、同年内に重複計上しないこと(例えば、1年目と2年目に同一の訓練を複数回受講した者は、それぞれの年数の欄に1人ずつ計上すること)。
- 30 (6) 欄の③欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうこと。キャリアアップに資する教育訓練としてOJTを実施するに当たっては、派遣先と事前に調整等を行った上で計画的なOJTを実施しなければならないことに留意すること。
- 31 (6) 欄の③欄の「訓練費負担の別」において、「1 無償(実費負担なし)」とは、テキスト代等を含め教育訓練の全てを無償で実施することを、「2 無償(実費負担あり)」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。
- 32 (6) 欄の③の「賃金支給の別」において、「1 有給(無給部分なし)」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給(無給部分あり)」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。
- 33 (6) 欄の③欄の「厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間」については、「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計」を「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数」で除して算出された数字を記載すること。また、合計する各年ごとの訓練実施時間は、「訓練の方法の別」が「1 計画的なOJT」又は「2 OFF-JT」、「訓練費負担の別」が「1 無償(実費負担なし)」、「賃金支給の別」が「1 有給(無給部分なし)」である等、法で定めるキャリアアップに関する要件を満たすもの(厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練)のみを合計したものであること。なお、フルタイム勤務の者であって1年以上の雇用見込みのあるものについては、1年で概ね8時間以上とすることとされていること。
- 34 (6) 欄の③欄の「1～3年目のaの合計(c)」及び「1～3年目のbの合計(d)」については、それぞれ1年目から3年目までの値を合計した数字を記載すること。
- また、「1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(c÷d)」には、上述の(c)を(d)で除して算出された数字を記載すること。
- 35 (6) 欄の③欄については、上記33を満たさないものであっても派遣労働者のキャリアアップに資すると事業主が実施したすべての訓練について記載すること。ただし、上記33を満たしていない場合、都道府県労働局による指導の対象となる可能性があることに留意すること。
- 36 (6) 欄の③欄の「「キャリアアップに資する教育訓練」に支払った賃金額(1人1時間当たり平均)」については、キャリアアップに資する教育訓練時に支払った賃金の平均額を記載すること。